

奈良県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十八号

奈良県公有財産規則の一部を改正する規則

奈良県公有財産規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一公有財産区分種目表の表建物の項中「図書館、病院等」を「図書館等」に、「抱括する」を「包括する」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。